



成年後見人の任期はいつまで？

昔に比べかなり普及してきた感のある成年後見制度ですが、
成年後見人の任期ってあるのでしょうか？

成年後見人は家庭裁判所で選任されます。
ですので選任された以上、勝手に辞めるわけにはいきません。



辞任するには、正当な事由と家裁の許可が必要です。

正当な事由とは何ですか？



たとえば後見人が長期入院で職務を遂行できない等、
客観的に見てやむを得ない状況が必要です。

- ・ 成年被後見人がわがままだから
- ・ 報酬が見込めそうにないから

といった身勝手な（主観的な）事由では辞任は認められません。



被後見人が精神上的の障害等から回復し**判断能力を取り戻したり**
被後見人が**死亡したり**した場合はどうでしょうか？



これらのケースでは
後見業務を続行する必要性自体が消滅するので、
後見人は任務終了となります。

ただし、残された財産等の清算業務を
きちっと完了してからであることは言うまでもありません。



成年後見人の不正行為、その他後見業務に適さないなど正当な事由があった場合ですが
こういったケースでは**被後見人の親族等からの家裁への解任請求が認められています。**
我々司法書士等法律実務家の倫理が切に問われるところですね！

成年後見についてのご相談はF & Partnersへ！

今週の
お客様の**声**

依頼して
良かった点は？

東京都 いのうえ様

思以上に親切にしてもらいました。

京都事務所
京都市中京区七観音町623番地
第11長谷ビル5階
TEL 0120-256-113

行政書士法人
F & Partners

無料相談 実施中です。
まずは、お気軽にお電話を！

